

○風力発電施設の設置等に関する基準

平成 30 年 11 月 27 日 告示第 1009 号

太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例（平成 29 年兵庫県条例第 14 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、風力発電施設の設置等に関する基準を次のとおり定め、平成 30 年 11 月 27 日から施行する。

事項	基準	
1 風力発電施設と事業区域の周辺地域の景観との調和及び事業区域内の緑地の保全に関する事項	(1) 景観との調和	<p>ア 人々に親しまれている山・海・谷筋などを眺める視線を遮らないようにするとともに、周囲の景観に違和感を与えない位置・規模とするよう配慮すること。</p> <p>イ 原則として、独立峰の頂部又は稜<sup>りょう</sup>線の部分に設置しないこと。</p> <p>ウ 周囲に与える突出感、違和感を軽減するような意匠とすること。</p>
	(2) 法 <sup>のり</sup> 面の緑化	<p>切土又は盛土（以下「切土等」という。）により事業区域内に法<sup>のり</sup>面又は擁壁が生ずる風力発電施設にあつては、当該法<sup>のり</sup>面又は擁壁に緑化その他の方法による修景が適切に行われていること。</p>
	(3) 遮蔽措置	<p>事業区域の境界部分には、必要に応じ、植栽、塀又は柵の設置等により景観上有効な遮蔽措置が行われていること。</p>
	(4) 色彩	<p>風力発電施設に係る工作物（以下「工作物」という。）の基調となる色は、けばけばしくならないよう、その範囲はマンセル色票系において次のとおりとすること。ただし、各面の見付面積（鉛直投影面積）の 20 分の 1 以下の範囲に使用する場合又は航空法（昭和 27 年法律第 231 号）その他の法令により色彩について許可等を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>ア R（赤）又は YR（橙）系の色相を使用する場合は、彩度 4（都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に規定する用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域の区域にあつては、彩度 6）以下</p> <p>イ Y（黄）系の色相を使用する場合は、彩度 4 以下</p> <p>ウ その他の色相を使用する場合は、彩度 2 以下</p>
	(5) 材料	<p>工作物は、経年変化により景観上の支障が生じない材料が使用されたものであること。</p>
	(6) 照明（サーチライト等を含む）	<p>上に向けて設置しないこと。ただし、工作物の管理又は保安のために必要と認められる場合は、この限りでない。</p>
	(7) 緑地の保全	<p>ア 森林又は緑地（以下「森林等」という。）を含む土地に設置する風力発電施設にあつては、次のいずれの基準にも適合するものであること。</p> <p>(7) 樹木の伐採は、必要最小限にとどめること。</p> <p>(イ) 設置工事の完了後においても、当該設置工事の着手の際事業区</p>

		<p>域内に現に存する森林等の面積のおおむね 25 パーセント以上の面積の森林等が事業区域内に保全されていること。</p> <p>イ アにかかわらず、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 1 項に規定する地域森林計画の対象となっている私有林を含む土地に設置する事業区域の面積が 50 ヘクタール以上の風力発電施設にあっては、次のいずれの基準にも適合するものであること。</p> <p>(7) 樹木の伐採は、必要最小限にとどめること。</p> <p>(イ) 設置工事の完了後においても、当該設置工事の着手の際事業区域内に現に存する森林等の面積のおおむね 60 パーセント以上（次に掲げる区域を含む土地である場合にあっては、地域の実情を勘案し緑地の保全に関して関係市町長が特に認めるときを除き、おおむね 80 パーセント以上）の面積の森林等が事業区域内に保全されていること。</p> <p>a 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 5 条第 1 項の規定により指定された国立公園又は同条第 2 項の規定により指定された国定公園の区域</p> <p>b 兵庫県立自然公園条例（昭和 38 年兵庫県条例第 80 号）第 3 条第 1 項の規定により指定された自然公園の区域</p>
2 風力発電施設の設置に係る防災上の措置に関する事項	(1) 地盤の安定性の確保	事業区域又はその周辺地域へ影響を及ぼす土砂の流出その他の災害を防止するため、都市計画法、森林法その他関係法令の規定に準じて定める(2)から(6)までに掲げる基準を満たすことにより、地盤の安定性が確保されたものであること。
	(2) 地盤の勾配	工作物が設置される地盤の勾配は 30 度以下であること。ただし、地盤調査等により、その安定が確認できる場合は、この限りでない。
	(3) 擁壁の設置	切土等により崖（勾配が 30 度を超える土地をいう。以下同じ。）が生ずる場合は、当該崖の表面が擁壁で覆われていること。ただし、当該崖について、その勾配、地質、土質及び高さからみて崩壊のおそれのない場合又は周辺の土地利用の状況等により擁壁の設置の必要がない場合は、この限りでない。
	(4) 擁壁の構造	<p>(3)により設置される擁壁の構造は、次のいずれの基準にも適合するものであること。</p> <p>ア 安定計算等により、その安定性が確かめられたものであること。</p> <p>イ 当該擁壁の裏面の排水を良くするための水抜穴及び透水層が設けられたものであること。</p>
	(5) 法面の構造	切土等が行われた後に法面が生ずる場合にあっては、当該法面の構造が、小段又は排水施設の設置その他の措置が適切に行われているものであること。
	(6) 法面保護	事業区域内の法面が雨水、風化等により浸食されないよう植生工等による法面保護が行われていること。

	(7) 排水施設の設置	事業区域内の雨水等が適切に排出されるよう、都市計画法、森林法、総合治水条例（平成 24 年兵庫県条例第 20 号）その他関係法令の規定に準じて定める(8)から(10)までに掲げる基準を満たす能力及び構造を有する排水施設が設置されていること。
	(8) 排水施設の能力	事業区域内の排水施設は、事業区域の規模、地形、降水量等及び放流先の排水能力を考慮し、事業区域及び流域の地表水等が有効に排出される勾配及び断面を有するものであること。
	(9) 排水施設の構造	事業区域内の排水施設は、堅固で耐久性を有するとともに、維持管理の容易な構造であること。また、土砂の流出を防止するための泥溜め又は沈砂池が適切に設置されたものであること。
	(10) 調整池の設置	風力発電施設の設置によって、周辺地域の浸水被害を発生させる可能性が明らかに高まる場合は、雨水を一時的に貯留し、雨水の流出を抑制する調整池が設置されていること。
	(11) 設置不適地	事業区域内には、次に掲げる区域が含まれていないこと。ただし、事業区域及びその周辺の地域の状況等により明らかに支障がない場合は、この限りでない。 ア 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 39 条第 1 項の災害危険区域 イ 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項の地すべり防止区域 ウ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の急傾斜地崩壊危険区域 エ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項の土砂災害特別警戒区域
	(12) 工事中の災害防止	風力発電施設の設置に係る工事は、当該工事中の災害を防止するため、気象、地形、地質等の自然条件、周辺環境等を考慮し、適切な工事時期、工法等によるものであること。
3 風力発電施設の安全性の確保に関する事項	(1) 構造耐力上の安全性	工作物は、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 39 条第 1 項に規定する技術基準に基づくとともに、建築基準法その他関係法令の規定に準じて定める(2)から(4)までに掲げる基準を満たす安全性を確保するものであること。
	(2) 基礎	ア 風車を支持するタワーの基礎は、転倒及び滑動を起こさず、かつ剛体であること。 イ タワーに作用する荷重及び外力を安全に地盤に伝え、かつ、地盤の沈下又は変形に対して構造上安全なものであること。
	(3) 風車	ア 風車は、荷重又は外力に対して、構造上安全であるタワーに取り付けられたものであること。 イ 風車は、現地風条件による風圧に対して、構造上安全であること。
	(4) 耐久性	工作物の構造耐力上主要な部分で特に腐食、腐朽又は摩損のおそれ

		のあるものは、腐食、腐朽若しくは摩損しにくい材料又は有効なさび止め、防腐若しくは摩損防止のための措置をした材料が使用されたものであること。
4 風力発電施設の廃止後において行う措置に関する事項	撤去時の措置	<p>風力発電施設の廃止後は、設置者又は管理者の責任において、次に掲げる措置を行うこと。</p> <p>ア 工作物を速やかに撤去すること。</p> <p>イ 工作物の撤去により生じた廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）その他関係法令等に従い、適正な処理を行うこと。</p> <p>ウ 事業区域であった土地について、修景、整地その他の景観上又は防災上必要な措置を行うこと。</p>
5 その他の事項	(1) 騒音	環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく工場等における規制基準（平成 8 年兵庫県告示第 542 号）に適合するものであること。
	(2) 動植物	野生動植物の生息又は生育上重大な支障を及ぼすおそれがないこと。
	(3) 保守点検・維持管理	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づき風力発電施設の適切な保守点検及び維持管理が行われるよう努めること。